

発委第1号

令和元年12月20日

幕別町議会議長 寺林 俊幸 様

提出者

総務文教常任委員会委員長 東口 隆弘

議案第81号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する
附帯決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

議案第81号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う行政事務の委託等に係る関係条例の整備に関する条例」に対する
附帯決議

議案第81号により一部改正される「幕別町行政区設置条例」は、昭和32年に制定され、本条例に基づく行政区(公区)制度は、地方自治の本質要素である住民自治を築くための役割を果たし、町行政の効率的な運営に寄与してきた。

しかしながら、変貌する社会情勢の中で、住民意識の多様化などにより地域に対する愛着心が薄れ、自治組織に加入しない世帯が増加していることや高齢化に伴う役員のなり手不足などの課題が表面化し、これまで議会でも指摘しているところである。

今回の条例は、地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員として位置付けられていた「公区長」が、任用の厳格化により該当しなくなることに伴うものであり、行政区制度が抱える課題解決に向けた視点はなく、町民の意見を聴き、時代にあった制度への見直しを求める町民からの要望に応えるものとはなっていない。

よって、「行政区制度」が抱える課題解決とともに、地域コミュニティによるまちづくりの今後の方向性を示すため、町民や関係団体等の意見を十分に聴取し、「行政区制度」のあり方の検討が必要であり、下記の事項に留意し早期にかつ精力的に取り組まれるよう、強く求めるものである。

記

- 1 行政区制度のあり方の検討に向けたスケジュールを議会に早期に提示すること。
- 2 行政区制度のあり方の検討については、町民の理解が十分に得られる取組を講じること。
- 3 行政区制度のあり方の検討の取組状況について、適宜、議会に報告すること。

以上、決議する。

令和元年12月20日